# 雇用助成金や雇用課題を相談できる 社会保険労務士無料相談会

会 場:太宰府市商工会

対象者:太宰府市商工会会員 ・ 太宰府市内の事業者

相談料:無料

相談日 11 月 11 日(火)

時 間:14:00~16:00 (1時間単位)





QRコードからの申込

#### 【相談申込書】

事業所名			氏名		
電話番号			メールアトレス		
相談内容					
相談希望時間	14:00~15:00[	]	15:00~16:	00[	】←希望時間に○して下さい

【申込締切】10月31日(金) 完全予約制 先着順

### 【申込先】 太宰府市商工会 FAX:092-922-4579

グーグルフォームからの申込

https://forms.gle/fFuRxsKBKeeJzPre6

このような助成金の相談ができます!また採用方法、雇用契約書、賃金、勤務時間など労務に関する相談もできます!



## 

# 年収の壁対策の取り組みを行うことで、

**労働者**にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、 社会保険に加入することで、 **処遇改善につながる!** 

事業主の皆さまにおいては、人手不足の解消に!



# 「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました!

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件	1人当たり助成額			
週所定労働時間 の延長	賃金の 増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	_		<b>40</b> 万円	30 万円
4時間以上5時間未満	5%以上	50		
3時間以上4時間未満	10%以上	万円		
2時間以上3時間未満	15%以上			

要 件		1人当たり助成額			
週所定労働時間 の延長	賃金の 増額	小規模企業	中小企業	大企業	
労働時間を更に 2時間以上延長	_				
_	基本給を更に 5%以上増加ま たは昇給、貸与 もしくは退職金 制度の適用	<b>25</b> 万円	<b>20</b> 万円	<b>15</b> 万円	

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

社会保険加入時点の取り組み内容(1年目)と2年目の取り組み 実施後(2年目)で比較

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が30人以下である事業主を指します。